ケアネットグループホームあいづ　重要事項説明書

1　事業の目的

本事業は、認知症等により生活に援助が必要となった高齢者が家庭的な雰囲気の小規模な住まいにおいて、少人数で生活を共にしながら、一人ひとりの状態や希望に応じた生活を送ることで認知症の進行防止と緩和を目的とします。また、残された能力を活用しながら自分らしい生活や安心と安らぎのある生活を送っていただくことのできる環境整備、援助を行います。

2　事業運営法人

法人の名称	(株) ケアネット
法人所在地	神奈川県川崎市中原区上小田中４丁目１番
代表者	代表取締役社長　　佐藤　彰彦
電話番号	０４４－７５４－２４９７

3　事業の概要

事業の種別	認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業
事業の名称	ケアネットグループホームあいづ
所在地	会津若松市門田町工業団地３７－１
代表者	㈱ケアネット会津サービスセンター　　センター長　本名　由美
管理者	小玉　美紗
連絡先	TEL　0242-85-7082　　FAX　0242-38-0021
開設年月日	平成　　２２年　　５月　１日
介護保険指定番号	０７９０２００１３３　（指定日：平成 22年　5月　1日）
事業の運営方針	（１）介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします （２）入居者の人権、人格及び意志を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めます （３）認知症等による認知障害、記憶障害、不安、不穏等の状態に対し、入居者に適した環境作りと状態や希望に応じた適切な介護・援助を実施します （４）明るく家庭的な雰囲気を有した「高齢者の住まい」となるよう、地域や家族等との結びつきを重視し、信頼と安らぎのある暮らしを送ることができるような援助を実施します （５）入居者及び家族に対し、サービスの内容・方法、認知症対応型共同生活介護計画等について説明を行い、同意を得ると共に情報の共有を図り連携した援助を行います （６）常に提供したサービスの質の管理・評価を行い、質の高いサービスを提供します

入居定員	９名
設備・構造	鉄筋造り平屋建て 床面積　４０５．８１　㎡ 全室個室　11.86　㎡（以上　ローチェスト・トイレ・洗面所付） 台所・食堂兼居間・浴室・洗濯室　・・・　共有 冷暖房完備

4　職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士 介護支援専門員	1		1
計画作成担当者 兼管理者	介護支援専門員	1 （兼務）		1
介護職員	ヘルパー２級等	7以上		７以上

5　勤務体制

職種	勤務時間等			
管理者	早出	６：３０	～	１５：３０
計画作成担当者	日勤	①８：３０	～	１７：３０
介護職員		②９：００	～	１８：００
	遅出	１２：３０	～	２１：３０
	夜勤	１７：００	～	９：３０

6　サービスの概要

種　　類	内　　容
食　　事	・入居者の希望や季節に適したメニューとします。また、食事作りを希望する入居者には、状態に応じた参加をして頂きます。 ・入居者が食べやすいよう、また、健康状態に合わせた調理とします。 ・食欲が増進するよう盛り付け等の工夫をします。 ・入居者一人ひとりのカロリーや水分摂取の把握に留意します。 ・家庭での食事のように、職員も一緒に食事を摂りながら、楽しい食事となるよう、場作りを工夫します。また、食事への戸惑いや不安を回避するような援助を行います。
排　　泄	・個別の状態に応じた援助を実施します。 ・排泄時の不安や羞恥心等への配慮をします。
入　　浴	・1週間に２回以上の入浴の援助を行います。また、状態や希望に応じた入浴とします。
整　容　等	・入居者の希望に応じた理容・美容院への外出及び訪問美容等の利用を援助します。（カット・パーマ・毛染め・セット等） ・個人の尊厳に配慮しながら、衣服の整容や爪・耳・口腔衛生等の衛生に留意します。また、シーツ等の寝具の清潔にも配慮します。
精神面への援助等	・入居者一人ひとりの心身の状態に応じた関わり方や援助を実施し、安心と安らぎのある日常生活を送っていただくと共に、夜間も安眠して頂くような援助を行います。
買い物及び金銭管理の援助	・生活必需品等の買い物は、希望や家族の要望に沿った援助を行います。また、入居者の金銭管理については、個人の希望や状態に応じた援助を行います。
役割や生きがい・楽しみ作りへの援助	・入居者の趣味や特技、生活歴、希望等に応じた日常生活への援助を行います。 ・役割感や達成感によって、生活意欲や生きがいとなり、生活自体が活性化するよう支援します。
健康管理及び医療期間との連携等	・協力医療機関及び主治医等との連携を密にし、心身の変化や異常時には迅速な対応を行います。また、緊急時には応急手当を適切に行うことができるよう、講習会等へ参加し習得します。 ・医療機関への日常の通院及び入院は、契約代理人であるご家族の対応となります。 ・ご家族の対応が困難な場合には、当事業所への申し出により対応を協議します。可能な限りの協力を行います。 ・定期健康診断を年１回以上受け、医師の指導を受けられるよう支援します。 ・感染症の対応策に基づき、予防と対応を行います。 （インフルエンザ・疥癬・肝炎・MRSA・ノロウイルス・コロナ等） ・１週間に１回以上の健康チェックを行います。

介護計画等	・医師の指示に基づき入居者一人ひとりが適切（薬の種類・目的・用法・副作用等）に服薬できるよう援助します。また、身体状態の把握に努めます。
	・計画作成担当者が入居者の日常生活全般の状態、状況及び本人・家族の希望を踏まえた入居者主体の「介護計画」を作成します。 ・介護計画は６ヶ月に１回、もしくは状態の変化などの見直しが必要な際に作成します。事業者は介護計画の内容について、入居者または家族へ説明し、文書にて同意を得ます。 ・介護計画は他のスタッフの意見を取り入れ作成すると共に、計画に基づいたケアを提供します。 ・入居者一人ひとりの状態や変化等を具体的に記録し、日々の介護や介護計画に反映させるよう情報の共有を図ります。
人権の尊重	・一人ひとりの人権を尊重し、人としての誇りやプライバシーを大切にします。 ・身体拘束を行わないことは勿論のこと、施錠等による行動制限を行わないケアを実践します。見守りや精神への安定化に繋がるような援助、関わりを行うことで危険を回避します。

7　入居者負担金

（１）介護保険給付サービス費（法定代理受領のため、介護報酬告示上の負担）

① 認知症対応型共同生活介護　　＊　１日当たり

要介護区分	基本料金	利用者負担額（１割）	利用者負担額（２割）	利用者負担額（３割）
要支援　２	７，６１０　円	７６１円	１，５２２円	２，２８３円
要介護　１	７，６５０　円	７６５　円	１，５３０円	２，２９５円
要介護　２	８，０１０　円	８０１　円	１，６０２円	２，４０３円
要介護　３	８，２４０　円	８２４円	１，６４８円	２，４７２円
要介護　４	８，４１０　円	８４１円	１，６８２円	２，５２３円
要介護　５	８，５９０　円	８５９　円	１，７１８円	２，５７７円

① 短期利用共同生活介護　　＊　１日当たり

要介護区分	基本料金	利用者負担額（１割）	利用者負担額（２割）	利用者負担額（３割）
要支援　２	７，８９０　円	７８９円	１，５７８円	２，３６７円
要介護　１	７，９３０円	７９３円	１，５８６円	２，３７９円
要介護　２	８，２９０円	８２９円	１，６５８円	２，４８７円
要介護　３	８，５４０　円	８５４円	１，７０８円	２，５６２円
要介護　４	８，７００　円	８７０円	１，７４０円	２，６１０円
要介護　５	８，８７０円	８８７円	１，７７４円	２，６６１円

① 初期加算　　３００円　　自己負担（１割）：　３０円
入居した日から起算して３０日以内の期間が対象となります。

②医療連携体制加算　370円　　自己負担（１割）：　37円

③サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　２２０円　　自己負担（１割）：２２円

④介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　介護保険給付サービス費の合計に18.6％を乗じた金額

⑤看取り介護加算

死亡日以前死亡日以前　31～45日以下　　７２０円　　自己負担（１割）７２円

死亡日以前４日以上３０日以下（１日あたり）１，４４０円　自己負担（１割）１４４円

死亡日前日及び前前日（1日あたり）　　６，８８０円　自己負担（1割）６８８円

死亡日（１日あたり）　　１２，２８０円　自己負担（1割）１，２８０円

⑥入退院支援の取り組み　　２４６円（月６日を限度）

退院が明らかに見込まれる場合で再入居の受け入れを整えている場合

⑦科学的介護推進体制加算　　月400円　　自己負担（１割）40円

⑧退去時情報提供加算2500円（医療機関に退所後、情報提供する場合１回限り算定）自己負担１割：250円

（２）介護保険給付外サービス費　　＊　１日当たり

①　家賃（個室）　　1,938円　　＊　入院時の取り扱いは、下記に記載。

② 食事提供費　１，３６４円（朝食３０５円・昼食５５０円・夕食５０９円）

＊　入院及び事前に届出のあった外泊・外出等については、対象外です。

③ 光熱水費　　５００円

④ その他　　実　費

医療費、理美容代、被服費、外出費、嗜好品

日用品（歯磨き・歯ブラシ、個人で使用するティッシュペーパー、シャンプー、リンスなど）

◆　１ヶ月当たりの合計費用（３０日当たり）

適　用	金　額					
家賃（個室）	¥58,140					
食事提供費	¥40,920					
光熱水費	¥15,000					
介護保険自己負担額	要支援　2	要介護　1	要介護　2	要介護　3	要介護　4	要介護　5
（１割）	¥29,223	¥29,365	¥30,646	¥31,465	¥32,069	¥32,710
合　計（１割）	¥143,283	¥143,425	¥144,706	¥145,525	¥146,129	¥146,770

＊　上記は、初期加算・看取り介護加算と④その他の実費費用は含まれません。

＊　所得に応じて2割・３割負担の場合もございます。

（入院・外泊した場合）

入居者が病院等へ入院、または外泊等で一時的に居室を空ける場合でも、契約中は家賃をご負担いただきます。（長期入院時の対応は契約書第１３条を参照してください）

（利用料金の変更）

介護保険給付額に変更があった場合は、変更された額の合わせて負担額を変更します。介護保険給付対象外サービスについて、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は、変更することがあります。その場合２ヶ月前までに変更の内容と事由についてご説明します。

8　購入及び代行業務

日常生活必需品等の購入及び医療費の支払いが必要となるため、ご希望により次のいずれかの方法を選択ください。

① 日常生活必需品（シャンプー、ティシュペーパー、歯磨き等）は、当事業所で代行購入することも可能です。

② 衣服及び電化製品などの購入は、原則としてご家族様の対応でお願いします。
何らかの事情で購入が難しい場合は、お申し出により当事業所で代行することは可能です。

③ 医療費の支払い（高額なものは除きます）

④ その他
当事業所へ住所を移動した場合に生じる事項について

9　利用料金等の支払い方法及び金銭管理

当月の利用料金及び食事代、日用品購入代／小遣（翌月分）については、
毎月２０日までに月単位で請求します。
ご利用料金は毎月２６日に指定の金融機関口座より引き落としとなります。
日用品購入代につきましては、グループホームあいづにて現金管理させていただきます。

10　領収書の発行

事業所は入居者等から支払いを受けたときは、入居者等に領収書を発行します。

＊　翌月の請求時に領収書を送付します。

11　契約の終了

以下の場合は、契約が終了となります。

①　入居者が死亡した場合

②　要介護認定で自立・要支援１と認定された場合

③　入居者または入居者代理人が契約書の第 １４ 条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日

④　事業者が契約書の第 15 条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日

⑤　入居者が病院等へ入院し１ヶ月以内に退院する見込みがない場合。又は、１ヶ月が経過しても退院することができない場合など

＊ その場合、事業所として可能な限り退院後の生活が円滑となるよう、行政、関係事業所等と連携を密にした相談援助を行います。また、事業者は、状況を適切に捉えた上で入居者または入居者代理人と十分な協議を行い契約期間等について決定します

⑥　入居者の精神状態及び身体状態がグループホームでの生活に適さなくなった場合。
また、入居者が他の介護保険施設等への入所が決まり、その施設側で受入れが可能となった場合

⑦　利用料等の支払いを1ヶ月滞納し、料金の支払いを勧告されたにもかかわらず、１０日間以内に支払いのない場合

12　居室の明け渡し等

契約終了時は、居室の明け渡しをお願いします。契約終了日に居室を明け渡さない場合、本来の契約終了日の翌日から実際に居室を明け渡された日までの期間に係る、所定の入居者負担金（家賃）をお支払いいただきます。

また、明け渡しの際、使用されたベッド, 寝具, ｶｰﾃﾝ等のｸﾘｰﾆﾝｸﾞ及び、居室内を現状回復するために要した、居室清掃費については別途お支払頂きます。

13　医療機関

（内科・胃腸科）	会津西病院	TEL	0242－56－2525
（歯科）	栗城宏昌歯科医院	TEL	0242－28－4350

14　苦情等の申立先

苦情解決責任者	センター長	本名　由美
苦情受付担当者	計画作成担当者	小玉　美紗
	受　付　時　間	午前８時３０分から午後５時２０分まで
	＊　担当者が不在の場合もありますが、迅速な対応を行います。	
行政機関	ア　福島県国民健康保険連合会	TEL 024-523-2702
	イ　福島県運営適正化委員会	TEL　024-523-2943
	ウ　会津若松市高齢福祉課	TEL　0242-39-1247
第三者委員	大竹　正和	門田町一ノ堰村東564
	福島　英子	飯寺北三丁目5-56
	森山　秀一	門田町大字黒岩字五百山丙459-3

15　秘密保持

業務上知り得た入居者、家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。また、この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。

入居者の個人情報をサービス計画策定委員会及び医療機関等へ入院する場合において資料として用いることに対し、入居者、家族へ説明し同意を得ます。また、その際、文書により同意を得ます。

16　情報の開示

サービス提供記録	この契約終了後5年間保管します。
サービス提供記録の 閲覧・複写物の交付	管理者及び計画作成担当者までお申し出ください。 ＊　ケースに応じては記録に基づきご説明いたします。

17　第三者評価

第三者評価実施の有無		有
実施した直近の年月日		2024年10月8日
実施した評価機関の名称		福島県福祉サービス振興会
評価結果の開示状況		有

18 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「ケアネットグループホームあいづ　消防計画」に則り 対応します。
近隣との協力関係	地元　災害に関わる協力、応援協定を締結します。

平常時の訓練等と 防災設備	別途定める「ケアネットグループホームあいづ　消防計画」に則り 夜間・昼間を想定した避難訓練を入居者の参加のもと実施します。
消防計画	消防署への提出日　　2022年　10月　1日 防火管理者　本名　由美

19　身体拘束の廃止

入居者または他の入居者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為は行いません。
緊急やむを得ない場合には、その様態・時間　・理由等を記録し家族等に文書にて説明し同意を頂きます。
身体拘束廃止のための指針を整備し、委員会を定期的に開催するとともに、職員に対しその結果や、身体拘束廃止のための研修を定期的に実施します。

20　事故発生時の対応

入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護介護及び予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該入居者の家族、当該入居者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

21 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

(2) 虐待防止のための指針を整備しています。

(3) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(4) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

(5) サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

22 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 事業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な措置を講じます。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

23 感染症の予防及びまん延の防止について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。

(2) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施しています。

24 短期利用共同生活介護

入院・退所等定員の範囲内で空いている居室を利用し、短期利用共同生活介護を提供します。
短期利用共同生活の定員は１名とし、あらかじめ３０日以内の利用期間を定めます。
入居者の入院時にご家族の同意を得て短期利用共同生活介護の居室に利用する場合は
家賃・光熱費は入居者ではなく短期利用共同生活介護の利用者が負担します。

25 利用の際の留意事項

来訪・面会	面会時間の制限はありません。但し、早朝・夜間の場合は事前に電話でお知らせください。
外出・外泊	原則として、１週間前にお申し出ください。また、「外泊・外出届」の提出もお願いします。
喫煙・飲酒・飲食	喫煙は所定の場所でお願いします。飲酒は健康上の問題がない限り制約はありません。また、面会時等の食品のご持参については、食品衛生上、また、危険回避の観点から、職員へお知らせください。

年　　月　　日

ケアネットグループホームあいづの入居にあたり、契約者等に対し本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地　　会津若松市門田町工業団地　３７－１
事業者　　株式会社ケアネット会津サービスセンター
代表者職氏名　センター長　　本名　由美　　印

説明者　　ケアネットグループホームあいづ
管理者　　小玉　美紗　　印

事業者から認知症対応型共同生活介護事業所について、本書面により重要事項について説明を受けました。

契約者　（入居者）
住　所

氏　名　　印

契約代理人（入居者親族等）
住　所

氏　名　　印